



乳幼児用ハイチェアのSG基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

乳幼児用ハイチェア専門部会 委員名簿

(敬称略・委員は50音順)

	氏名	所属
(部会長)	西田 佳史	東京科学大学
(委員)	伊藤 達司	株式会社ヤトミ
	大石 研治	CTP JAPAN 株式会社
	蒲谷 祐	コンビ株式会社
	島沢 二三子	主婦連合会
	曾川 慎之助	株式会社グランドールインターナショナル
	田近 秀子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	中井 健太郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	永田 雅一	株式会社大和屋
	中村 治	株式会社ストッケ
	野上 将斗	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	深井 誠	ベビービョルン株式会社
	布施 真行	株式会社ダッドウェイ
	松井 慎吾	株式会社カトージ
	三上 貴正	元東京工業大学
	山本 正彦	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社
(関係者)	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課	
	経済産業省 製造産業局 生活製品課	
(オブザーバ)	東京都生活文化スポーツ局消費生活部生活安全課	
(事務局)	一般財団法人 製品安全協会	

乳幼児用ハイチェアのSG基準 SG Standard for Infant High Chair

1. 基準の目的

この基準は、乳幼児用ハイチェアの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、一般家庭の室内で使用する一人用乳幼児用ハイチェア（以下「ハイチェア」という。）について適用する。ここでいうハイチェアは、高さ調節機能を有したものを含み、脚の長さを調節して全体の高さを変えるもの及び座面と足乗せを上下させて高さを変えるものをいう。

3. 種類

適用月齢によるハイチェアの種類は、次のとおりとする。

- ・ I 形：36 か月以上 60 か月（体重〇kg 以下）までの幼児が使用する身体保持機構^{※1}を備えていないもの。
- ・ II a 形：お座りができる時期^{※2}（6～7 か月）から 36 か月（体重〇kg 以下）までの乳幼児が使用する身体保持機構を備えているもの
- ・ II b 形：お座りができる時期（6～7 か月）から 60 か月（体重〇kg 以下）までの乳幼児が使用する身体保持機構を備えているもの

構造によるハイチェアの種類は、次のとおりとする。

- ・ 長さを調節することができ、乳幼児の足が接地できる小いす兼用タイプ。
- ・ 折り畳み機構を有するもの。

備考)

※1 身体保持機構とは乳幼児の転落を防止するための機構であり、以下のいずれかを装備するものをいう。

(1) 股(ベルト又はフレーム)＋腰ベルト＋横枠

(2) 股(ベルト又はフレーム)＋前枠

・ 横枠とは、側方への転落防止を目的とした手すり等のことをいう。

・ 前枠とは、前方及び側方への転落防止を目的としたフレーム等のことをいいテーブルと兼用の場合も含む

※2 乳児が一人でお座りができ始めるのは生後約 6 か月からであるが、安定してお座りができる月齢は 7 か月を過ぎてからである。なお、成長は個人差があるため月齢は一般的な目安です。

4. 安全性品質

ハイチェアの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 構造、外観及び寸法	1. ハイチェアの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。 (2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。 (3) 組み立ては確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (4) 乳幼児の手足の届く範囲に、硬質材料で構成された○mm 以上○mm 未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。 ただし、深さ○mm 未満のすき間はこの限りでない。 (5) 床面から座前縁中央までの最高位の高さ（座面の高さ）は○mm 以上○mm 以下であること。 なお、脚の長さを調節することができ、乳幼児の足が接地する小いす兼用タイプにあっては、最低高さ時の床面から座前縁中央までの高さは○mm 以下であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(6) 横枠を有するものにあつては座側面上端から横枠上端までの高さは、Ⅰ形で○mm 以上、Ⅱ形で○mm以上であること。 また、横枠の奥行きは○mm以上であること。 ただし、Ⅱ形で身体保持機構として前枠を有するもの及びⅠ形は除く。 (7) Ⅱ形で身体保持機構として前枠を有するものにあつては、乳幼児が容易に転落しない構造であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(8) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、先端から前脚先端までの寸法は○mm 以下であること。 (9) 背もたれの高さは、○mm以上であること。 (10) 足乗せ上面から座前縁中央までの高さは、○mm 以下であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(11) 股ベルト（股枠フレームの場合を含む）、腰ベルト及び前枠を有するものにあつてはベルト等の幅は〇mm 以上であること。 また、腰ベルトは長さ調節ができること。 (12) 高さ調節機能を有するものにあつては、乳幼児が容易に操作できない構造であること。 (13) ハイチェア本体に折り畳み機構を有するものにあつては、使用時に容易に折り畳まれない構造であること。 (14) II 形のものにあつては、座面と手すり及び背もたれ等との間には、乳幼児の身体が入り込む開口部がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 安定性	(15) 可動式のテーブルを有するもので、テーブル操作時に横枠等側面との間に○mm 未満の交差するすき間ができるものにあつては、乳幼児が容易に動かさないよう本体に固定できるか、保護カバー等のせん断防止対策が施されていること。 2. ハイチェアの安定性は、次のとおりとする。 (1) 後方安定性試験を行ったとき転倒しないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(2) 前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 (3) 側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 強度	3. ハイチェアの強度は、次のとおりとする。 (1) 座面の耐衝撃試験を行ったとき、調節高さの下降、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(4) 座側面に手すり、テーブル受け等を有するものにあつては水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (5) 座側面に手すり、テーブル受け等を有するものにあつては、上方持ち上げ試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (6) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、静的強度試験を行ったとき、転倒せずかつ破損、変形及び使用上	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	支障のある異状がないこと。 (7) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、上方への静的強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。ただし、固定式でないものは除く。 (8) 股ベルト（股フレームの場合を含む）や腰ベルト等、身体保持用ベルトの強度試験を行ったとき、ベルトの破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異状がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. 材料	(9) ベルトを有するもので、ベルトに長さ調節機構があるものは、ベルトの緩み試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ、緩みが0mm 以下であること。 (10) 前枠等の取外しが可能な部品類は、容易に外れないこと。 4. ハイチェアの場合は、次のとする。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(1) 木材及び木質材料には著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂い等がないこと。 (2) 木材の含水率は〇%以下であること。 (3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。 (4) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品にあつては、有害物質を含有しないこと。 (5) 繊維材料からは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。	
5. 付属品	5. ハイチェアの付属品は、次のとおりとする。 (1) 付属品は、ハイチェアの安全性を損なうものであつてはならない。 (2) 製品に装着される付属の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法

5. 表示及び取扱説明書

ハイチェアの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。 また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 使用年齢範囲と身体保持機構の使用に関する旨	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	(4) 落下の危険に関する旨 (5) テーブルが可動式のものにあっては、テーブル使用時は手や指を挟まないよう注意する旨 2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。 ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(5)は、安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。 なお、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する旨。 (2) 組み立て式のものは、その組み立ての要領及び注意。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(3) 高さ等の調節方法、固定部等の操作方法。なお、高さ等の調整方法には次に示す内容が記載されていること。 (a) ○か月までの乳幼児が使用する場合の調整位置。 (b) 足乗せの高さが調整できるものにあつては、乳幼児の足が届く高さに調整する旨。 (c) 足乗せが取り外せるものにあつては、乳幼児の足が接地するまでは足乗せを取り付けて使用する旨。 (d) 座面及び足乗せの位置を前後に調整できるものにあつては、その調整位置。 (4) 身体保持機構の説明、取り付け方法、調整方法等。	

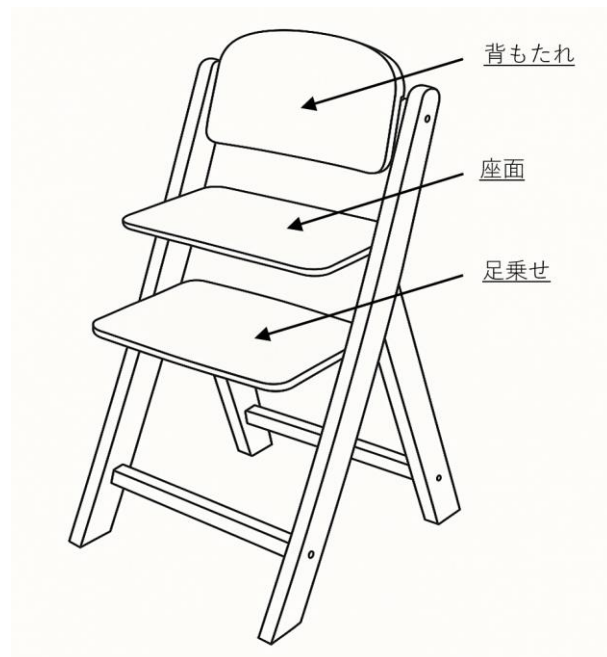
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(5) 使用上の注意 (a) 踏み台など、ハイチェア以外での用途外使用は行わない旨。 (b) 座席に乳幼児を乗せたまま、持ち上げたり、移動したり、高さ調節をしない旨。 (c) ハイチェア本体に折り畳み機構を有するものにあつては、その開閉操作時、テーブルやトレイ等を取り付けられるものにあつては、その着脱操作時には乳幼児の手指などを挟むことがないように注意する旨。 (d) 座面及び足乗せに立たせない旨。 (e) 前枠（テーブルと兼用の場合を含む）及び手すりから身体を乗り出させない旨。 (f) 水平、平坦でストーブ等の危	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	陰物がない場所で使用する旨。 (g) 乳幼児が足乗せを踏み台にしてハイチェアに乗り降りする場合は、バランスを崩すと危険であるため、保護者が付き添う旨。 (h) ハイチェアに外から大きな力をかけたり、乳幼児が手足でテーブル等を押すと転倒の危険があり注意する旨。 (i) 各部に緩みのないことを確認してから使用する旨。 (j) 座面を上下させて高さが変わえられるものにあっては、座面を下げすぎると、乳幼児が手すりや背もたれ等とのすき間に挟まれる危険性がある旨。 (k) テーブルが可動式のものにあっては、テーブル使用時は手や指を挟まないよう注意する旨。 (l) テーブル等を取り外した場合、取り付け用穴等が露出するため、注意する旨。 (6) ハイチェア本体に折り畳み機構を有するものにあっては、保管方法に注意する旨 (7) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(8) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。例えば、ビニール袋、梱包材など。 (9) 修理、廃棄に関する注意事項。 (10) S G マーク制度は、ハイチェアの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (11) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称及び連絡先または連絡方法。	

参考付図

I 形



手すり(横杵)なし

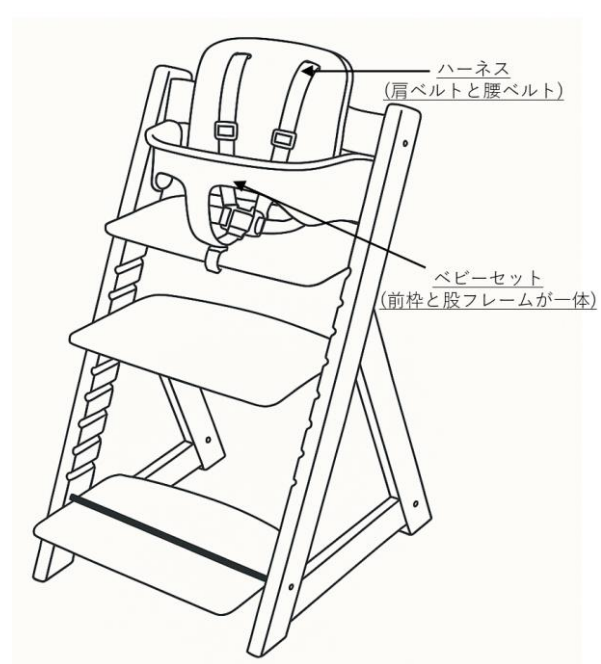


手すり(横杵)あり

II 形



前杵(テーブル兼用)と股ベルト



ベビーセット(前杵と股フレームが一体)と
ハーネス(腰ベルトと肩ベルト)